

2023年度
農林水産省植物防疫所
選考採用試験（係長級（技術系））

1 職務内容

農林水産省植物防疫所所管行政に関する植物検疫業務、調査研究業務等に、主として技術的な知識を活用して担当する係長相当職員として採用します。

※ 採用後は、国家公務員採用一般職試験合格者（係長相当）として任用されます。

2 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
- (6) 自然科学の分野における技術的な専門領域に関する知識を有する者

3 応募資格

大学、短期大学、高等専門学校もしくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者のうち、一定の職務経験（2023年4月1日現在で、大学を卒業した者は8年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は11年以上、高等学校を卒業した者は14年以上）を有する者で、これらの大学、短期大学、高等専門学校もしくは高等学校等において自然科学（生物系、化学系区分）に関する過程を修めて卒業した者。

4 勤務地

横浜植物防疫所、名古屋植物防疫所、神戸植物防疫所、門司植物防疫所、那覇植物防疫事務所（以下「植物防疫所」という。）のいずれかとなります。

5 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間は、1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。
ただし、主要国際空港での勤務は、夜勤を含む交代制勤務となります。
- (2) 休暇は、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。
また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

6 給与・手当

給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。

(1) 給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

<モデル例> ① 22歳で大学卒、民間企業歴（事務職・正社員・15年勤務）（年齢37歳）の場合 俸給月額 約28万円 ② 20歳で短大卒、民間企業歴（事務職・正社員・13年勤務）（年齢33歳）の場合 俸給月額 約25万円 ※ 上記モデル例は参考であり、実際の算定に当たっては、個人の経歴や業務内容を踏まえて算定することとなります。

(2) 手当としては、

- ・ 地域手当（勤務地に応じ、俸給及び扶養手当に次の割合を乗じた額を支給）
例：横浜市16%、名古屋市15%、神戸市12%、北九州市3%
- ・ 扶養手当（配偶者6,500円、子（22歳以下）10,000円（15歳から22歳の間は5,000円加算））
- ・ 住居手当（家賃月額61,000円以上の場合、28,000円）
- ・ 通勤手当（1か月当たりの運賃相当額（55,000円限度））
- ・ 超過勤務手当（俸給及び地域手当に応じた単価で支給）
- ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）（年2回（6月、12月）年間4.4月分）
- ・ 単身赴任手当（人事異動に伴う場合に限る（新規採用時は対象外）
100km以上300km未満 38,000円、300km以上500km未満46,000円など距離に応じた額）
等があります。

※ 上記手当額は代表的なものであり、実際の手当の支給に当たっては、個人の状況を踏まえて支給することとなります。

7 赴任旅費

採用に伴い、住所又は居所を移転（引越）した場合、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき、赴任旅費が支給されます。なお、同居人が扶養親族でない場合は、赴任旅費の一部が支給されません。また、個人の事情による引越の場合は支給されません。

8 採用予定数

10名程度

9 採用予定時期

原則、2023年11月以降

（採用予定日は採用者の事情に配慮しますので、御相談ください。）

10 応募等条件

(1) 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者

- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(2) 応募資格要件の確認書類の提出

応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者には、卒業証明書及び勤務状況を証明する勤務証明書等（以下「証明書等」という。）を御提出いただきます。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。

なお、勤務証明書等については給与額を決定する上でも必要となります。勤務証明書等の提出がない期間については、職務経験として通算されませんので御注意ください。

(3) 業務説明会への参加推奨

受付期間中、横浜植物防疫所において、業務説明会を開催します。業務内容についての御理解を深めていただくため、説明会に御参加いただいた上で御応募いただくことを推奨いたします。

説明会の開催情報については、下記の植物防疫所ホームページを御覧ください。
（植物防疫所ホームページ）

https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/recruit/R4_senkousaiyou.html

11 選考日程、選考方法及び試験地

(1) 選考日程

受付期間	8月28日（月）～ 9月10日（日）
第1次選考合格発表	9月19日（火） ※合格者にのみメールで通知します。
第2次選考	9月25日（月）～ 9月29日（金）で指定する日 ※日程調整は電子メールにて行います。
最終合格発表	9月29日（金） ※合格者にのみメールで通知します。

(2) 選考方法

選考	内容
第1次	・ 書類選考（経歴評定） ・ 論文試験（職務経験等に関する論文により、職務遂行に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）
第2次	・ 面接試験（人柄、対人能力等についての試験）

(3) 試験地

第2次選考は、横浜植物防疫所（住所：神奈川県横浜市中区北仲通5-57）で実施します。

12 応募方法

(1) メールにより下記必要書類を、担当者宛に送付してください。メールを送付する際には、件名に「農林水産省植物防疫所選考採用試験（技術系）」と記載願います。メール以外の方法による応募（郵送等）は受け付けません。

(2) 必要書類

① 身上書（別紙様式1）

② 職務経歴書及び小論文（別紙様式2）

※職務経歴書については、これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）やポジション（職位や部下の数等）を御記載ください。

(3) 受付期間

8月28日（月）～ 9月10日（日）受信有効

12 問い合わせ先

農林水産省横浜植物防疫所総務部庶務課人事第1係

担当：岩内、阿部

住所：〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内

電話：045-211-7150

E-MAIL：syokubou_saiyou@maff.go.jp